

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 8月14日
【会社名】	株式会社メタプラネット
【英訳名】	Metaplanet Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ
【本店の所在の場所】	東京都港区元麻布三丁目 1番 6号
【電話番号】	03-6690-5801（代表）
【事務連絡者氏名】	IR部長 中川 美貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元麻布三丁目 1番 6号
【電話番号】	03-6690-5801（代表）
【事務連絡者氏名】	IR部長 中川 美貴
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 （注） 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 10,082,646,150円 （注） 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2024年 8月 1日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）及び行使代金 555円を基準として算出した見込額です。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年8月6日付で提出した有価証券届出書及び2024年8月7日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書について、2024年8月14日に半期報告書を提出したことに伴い、当該半期報告書を組込情報に追加し、必要な修正をするため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 新規発行による手取金の使途

第三部 追完情報

第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しています。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (2)【手取金の使途】

&lt;訂正前&gt;

(中略)

ビットコイン保有枚数： 245.992ビットコインビットコイン保有時価： 2,461千万円

購入日付	ビットコイン購入枚数 (ビットコイン)	平均購入価格 (円/1ビットコイン)	購入総額
2024年4月22日	97.8519	10,219,524	10億円
2024年5月10日	19.8698	10,065,548	2億円
2024年6月11日	23.351	10,706,180	2億5千万円
2024年7月1日	20.195	9,903,441	2億円
2024年7月8日	42.466	9,419,300	4億円
2024年7月16日	21.877	9,142,021	2億円
2024年7月22日	20.381	9,813,061	2億円

&lt;訂正後&gt;

(中略)

ビットコイン保有枚数： 303.095ビットコインビットコイン保有時価： 2,654千万円

購入日付	ビットコイン購入枚数 (ビットコイン)	平均購入価格 (円/1ビットコイン)	購入総額
2024年4月22日	97.8519	10,219,524	10億円
2024年5月10日	19.8698	10,065,548	2億円
2024年6月11日	23.351	10,706,180	2億5千万円
2024年7月1日	20.195	9,903,441	2億円
2024年7月8日	42.466	9,419,300	4億円
2024年7月16日	21.877	9,142,021	2億円
2024年7月22日	20.381	9,813,061	2億円
2024年8月13日	<u>57.103</u>	<u>8,756,107</u>	<u>5億円</u>

### 第三部【追完情報】

<訂正前>

#### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第25期、提出日2024年3月27日)及び四半期報告書(第26期第1四半期、提出日2024年5月15日)(以下「有価証券報告書等」と総称します。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2024年8月6日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2024年8月6日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

#### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第25期)の提出日(2024年3月27日)以後、本有価証券届出書提出日(2024年8月6日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(中略)

#### 3. 最近の業績の概要

当中間連結会計期間 主要な損益情報等(見込み)

	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
売上高	168,494千円
経常損失( )	176,500千円
親会社株主に帰属する中間純損失( )	176,975千円
純資産額	2,316,194千円
総資産額	3,876,447千円

注：上記数値はいずれも本有価証券届出書提出日時点での見込みであります。なお、2024年8月14日に半期報告書を提出する予定であり、それに伴い訂正届出書を提出する予定であります。

#### 4. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」に記載の第25期有価証券報告書「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金について、当該有価証券報告書の提出日(2024年3月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2024年8月6日)までの間において、以下のとおり、変化しております。

(中略)

<訂正後>

## 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第25期、提出日2024年3月27日)及び半期報告書(第26期中、提出日2024年8月14日)(以下「有価証券報告書等」と総称します。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年8月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2024年8月14日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

## 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第25期)の提出日(2024年3月27日)以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年8月14日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(中略)

(2024年8月14日提出の臨時報告書)

### 1. 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2. 報告内容

#### (1) 当該事象の発生日

営業外費用計上の件

2024年8月13日

#### (2) 当該事象の内容

2024年4月より購入を開始し保有するビットコインに関して、第2四半期(中間期)末時点での市場価格で評価替えを行ったことにより発生したものであります

#### (3) 当該事象の発生日

2024年12月期中間連結会計期間において、ビットコイン評価損59,369千円を営業外費用に計上いたしました。

(2024年8月14日提出の臨時報告書の訂正報告書)

### 1. 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

この度、上記の臨時報告書において訂正すべき事項が生じたため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

### 2. 訂正事項

#### 1. 提出理由

#### 2. 報告内容

#### 3. 訂正箇所

訂正箇所は を付して表示しております。

(訂正前)

### 1. 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(訂正後)

### 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### (訂正前)

### 2 報告内容

#### (1) 当該事象の発生年月日

営業外費用計上の件

2024年8月13日

#### (2) 当該事象の内容

2024年4月より購入を開始し保有するビットコインに関して、第2四半期（中間期）末時点での市場価格で評価替えを行ったことにより発生したものであります

#### (3) 当該事象の連結損益に与える影響額

2024年12月期中間連結会計期間において、ビットコイン評価損59,369千円を営業外費用に計上いたしました。

#### (訂正後)

### 2 報告内容

#### (1) 当該事象の発生年月日

営業外費用計上の件（連結及び個別）

2024年8月13日

#### (2) 当該事象の内容

2024年4月より購入を開始し保有するビットコインに関して、第2四半期（中間期）末時点での市場価格で評価替えを行ったことにより発生したものであります。

#### (3) 当該事象の連結損益に与える影響額

##### (連結決算)

2024年12月期中間連結会計期間において、ビットコイン評価損59,369千円を営業外費用に計上いたしました。

##### (個別決算)

2024年12月期中間会計期間において、ビットコイン評価損59,369千円を営業外費用に計上いたしました。

### 3 「最近の業績の概要」の全文削除

#### 3.1 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」に記載の第25期有価証券報告書「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金について、当該有価証券報告書の提出日（2024年3月27日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年8月14日）までの間において、以下のとおり、変化しております。

（中略）

#### 4. 財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第25期)の提出日(2024年3月27日)以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年8月14日)までの間において、以下のとおり、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生しています。

##### 多額の借財

当社は、2024年8月8日開催の取締役会において、下記のとおり総額10億円の資金の借り入れ及びその全額をビットコインの購入に充当することを決議いたしました。

##### 1. 資金借入の理由

ビットコインを購入するため。

##### 2. 借入の概要

##### ・借入先

名称	MMXXベンチャーズ・リミテッド
所在地	Craigmuir Chambers, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands
代表者の役職・氏名	取締役Mark Reinecke
事業内容	投資事業
出資の総額	100万米ドル
設立年月日	2022年2月10日
当社との関係	当社の株式を保有しております。

役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等であり、当社代表取締役サイモン・ゲロヴィッチが議決権の過半数を間接的に保有しております。

なお、本借入は関連当事者取引にあたり、利益相反を回避するための措置として、関連当事者である当社代表取締役サイモン・ゲロヴィッチは当該取締役会の本借入に関する議案について、その審議及び決議には一切参加しておりません。

・借入金額	: 10億円
・借入利率	: 年0.1%
・借入実行日	: 2024年8月8日
・借入期間	: 借入実行日から6か月間
・返済方法	: 一括返済
・担保の有無	: 無
・その他条件	: 当社が資金調達を行った場合、貸主は期限前返済を要求することができる。
・借入先選定の経緯	: 当社の株主として支援いただいていた背景から、迅速な融資実行が可能となったために選定しました。

## 第四部【組込情報】

<訂正前>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	2024年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第26期第1四半期)	自 2024年1月1日 至 2024年3月31日	2024年5月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

<訂正後>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	2024年3月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第26期期中)	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	2024年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年8月14日

株式会社メタプラネット  
取締役会 御中

監査法人やまぶき  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西岡 朋晃

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 内海 慎太郎

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタプラネットの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタプラネット及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度より継続して営業損失、経常損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、また、当中間連結会計期間においても、営業損失、経常損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。